

令和8年3月2日

令和8年第1回  
まんのう町議会定例会会議録

まんのう町議会

令和八年第一回

まんのう町議会定例会会議録（三月二日）

まんのう町議会

# 令和8年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第20号

令和8年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和8年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和8年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月2日（月曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

7番 川 西 米希子                      8番 合 田 正 夫

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。

「梅一輪 一輪ほどの暖かさ」と申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいております。

先月の22日にミラノ・コルティナ冬季オリンピック閉会式が行われ、17日間の熱戦が幕を下ろしました。日本のメダル獲得数は史上最多の24個で躍進し、日本中に多くの夢と感動を与えてくれました。

本日、令和8年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜り、ありがとうございます。

今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であるとともに、早いもので4年の任期中の最後の定例会となりました。この4年間、議員の皆様、そして町民の皆様の温かい御支援と御協力に支えられ、町政運営に邁進することができましたことに、心より感謝申し上げます。

今定例会に上程いたしておりますのは議案19件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○大西樹議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

**○平田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案16件、同法第162条の規定に基づく同意議案1件、同法第179条の規定に基づく専決処

分議案 1 件、同法第 180 条の規定に基づく専決処分案 1 件、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条の規定に基づく報告 1 件を受理いたしました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定に基づく同意議案 1 件、人権擁護委員法第 6 条の規定に基づく諮問案 1 件を受理いたしました。

次に、議会運営委員長より、会議規則第 14 条の規定に基づく発委案 1 件の提出があり、受理いたしました。

次に、組合議会関係では、中讃広域行政事務組合議会、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会におきまして定例会が開催され、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度当初予算審議のほかについての報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果はいずれも適正に処理されているとの報告がありました。

これら報告または提出のあった書類はタブレットのサイドボックス内にそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第 1 議会運営委員会報告

**○大西樹議長** 日程第 1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** それでは、皆さん、おはようございます。議会運営委員会の 3 月定例会運営に関する報告を申し上げます。

2 月 27 日、午前 9 時 30 分より、全員協議会室におきまして、第 1 回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第 1 号について説明を申し上げます。

日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日から 3 月 19 日までの 18 日間といたします。

日程第 4 施政方針

日程第 5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について（保育利用料金請求事件）

日程第 9 報告第 2 号 まんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

日程第 10 議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 7 年度まんのう町一般会計補

正予算（第4号）） 即決でお願いします。

日程第11 議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について 総務常任委員会に付託

日程第12 議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 教育民生常任委員会に付託

日程第13 議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について 教育民生常任委員会に付託

日程第14 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）機器更新工事） 即決でお願いします。

日程第15 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について 総務常任委員会に付託

日程第16 議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について 総務常任委員会に付託

日程第17 議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号 総務常任委員会に付託

日程第18 議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

日程第19 議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会に付託

日程第20 議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号 教育民生常任委員会に付託

なお、関連がございますので、議案第8号から議案第11号の4案件につきましては、一括上程とさせていただきます。

日程第21 議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号 建設経済常任委員会に付託

日程第22 議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会に付託

日程第23 議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第24 議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

日程第25 議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会に付託

なお、議案第13号から議案第16号の4議案につきましては、関連がございますので、一括上程とさせていただきます。

日程第26 議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案） 建設経

済常任委員会に付託

日程第27 議案第18号 副町長選任の同意について 即決でお願いします。

日程第28 議案第19号 まんのう町教育委員会委員の任命について 即決でお願いします。

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

日程第30 発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について 即決でお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

なお、一般質問は3月3日、4日の本会議にて行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、川西米希子君、8番、合田正夫君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決しました。

## 日程第4 施政方針

○大西樹議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和8年第1回まんのう町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、令和8年度当初予算における主要施策の概要について御説明申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

我が国は、今、人口減少の本格化に加え、物価高やエネルギー価格の変動、人手不足、国際情勢の不確実性など、暮らしと地域経済を取り巻くリスクが重なり合う時代に入っております。社会が大きく揺れるほど、行政には変化に振り回されない「基盤」と状況に応じて機動的に動く「柔軟性」の両方が求められます。

当町におきましては、平成18年の合併以来、合併特例債をはじめとする財源措置やPFI手法も活用しながら、こども園、小中学校、公民館等の社会教育施設、基幹道路など、将来の暮らしを支える基盤整備を進めてまいりました。これらは町民の皆様の御理解と御協力の上に積み重ねてきた成果であり、先人が守り育ててきた「ふるさとまんのう」を時代に合わせて次へつなぐための礎であります。

一方で、令和8年度からは合併特例債を活用できなくなります。これは単に財源の制約が強まるというだけでなく、町政運営を「量」から「質」へ、そして「整備」から「活用・維持」へと確実に転換していく節目であると受け止めております。つくる時代から、賢く使い、長く保ち、必要なものに確実に投資する時代へ、限られた資源の下で何を守り、何を伸ばすのか、町としての意思と優先順位がこれまで以上に問われます。

また、デジタル化の進展は便利さをもたらす一方で、情報格差や孤立の課題も顕在化させています。加えて、気候変動の影響と見られる大雨の頻発、猛暑の常態化は農業や暮らし、健康、インフラ維持にも影響を及ぼし、地域の「日常」を揺さぶっています。こうした変化は10年、20年という時間軸だけでなく、私たちの子や孫の世代、さらにその先の未来にまで影響するものであります。だからこそ今をしのぐ対策と将来に備える投資を両立させ、次の世代が誇れる町の形を描いていかななくてはなりません。

そこで、令和8年度に向け取り組むべき課題に対する基本的な認識を申し上げます。

まず、安全・安心であります。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ巨大地震への備えは待ったなしであります。防災は設備を整えるだけでは十分ではありません。情報が届くこと、避難につながることで、支援が途切れないこと、そして、平時からのつながりがあること、こうした「行動につながる防災」へと発想を改め、災害時の初動体制、避難行動要支援者への支援、地域の自主防災の力、消防・関係機関との連携などを一体として高め、実効性ある備えを積み重ねていく必要があると考えます。

次に、子供と子育てであります。

少子化が進む中で、子育て支援は施策の「量」を並べるだけでは届きません。必要な方に必要な時期に必要な支援が届くことが重要です。妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、思春期まで切れ目なく伴走する支援体制を整えるとともに、保護者の不安や孤立を早期に受け止める相談支援、子供の学びと育ちを支える環境整備を進め、子供たちの「いま」と「これから」を地域全体で支えていく必要があると考えます。

また、暮らしと福祉であります。

ヤングケアラー、ダブルケアラー、高齢単身世帯の孤立、就労の不安定さなど、課題は

個別化し、複合化しています。支援が必要な方ほど制度のはざまに落ちやすい現実もあります。だからこそ分野ごとの縦割りにとらわれず、相談の入り口を分かりやすくし、早期把握と重層的な支援につなげる体制づくりが必要であります。誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、移動、見守り、居場所、健康づくりなど、日常に根差した支え合いの仕組みを地域の力もお借りしながら整えていく必要があると考えます。

さらに、産業と活力であります。

物価高や燃料費の上昇、人手不足は地域の事業者や農林業に直接の影響を及ぼしています。こうした環境下で町の活力を保ち、次につなげるためには、地域の強みを生かしながら「稼ぐ力」と「支える力」を同時に高める必要があります。農業をはじめとする地域産業の振興に取り組むとともに、販路開拓や付加価値向上、担い手確保・省力化、観光・交流の再構築などを通じて、地域資源を「点」ではなく「面」として磨き上げ、新たな魅力と仕事を生み出す環境づくりが必要であると考えます。

以上の基本認識の下、令和8年度はまんのう町総合計画を基軸に計画を「つくって終わりに」にせず、成果と課題を見える化し、改善を重ねることで実効性を高めてまいります。

あわせて、まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略を推進し、行政手続の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、デジタルが苦手な方を取り残さない支援にも配慮し、暮らしの質の向上につなげてまいります。

そして、合併特例債の終了を見据え、施設の適正配置と長寿命化、公共サービスの提供方法の見直し、将来負担を抑える取組を進め、持続可能な行財政運営を確立してまいります。限られた財源と人員を町民の安全・安心と将来への投資に確実に振り向けるため、事業の優先順位を明確にし、不断の点検と見直しを徹底してまいります。

私は先人が築いてきた「ふるさとまんのう」を次の世代へ誇れる形で引き継ぐことを使命とし、町民の安全・安心を第一に、町民一人一人の声に耳を傾け、支え合いの力が循環する優しい町を皆様と手を取り合って実現してまいります。

次に、「財政状況と今後の見込み」でございます。

日本を取り巻く状況におきましては、米国関税措置に関する日米協議は合意に至ったものの、世界経済の先行きには依然として不透明感がございます。

また、国内においても、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な課題があり、国は生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策を策定いたしました。

本町においては、まず、歳入の根幹をなす町税などの一般財源について、個人所得に関する税率については賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来たとされ、一定の伸びが期待できます。

一方で、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個

人消費は力強さを欠いている状況であり、引き続き、消費活動の停滞による地域経済の非活性化が危惧されるところであります。

こうした状況の中、本町においても令和8年度の当初予算を編成いたしました。まず、最も大きい財源である地方交付税は令和7年度の実績や国の地方財政対策に基づき積算した結果、普通交付税は前年対比5,000万円、特別交付税は1,300万円の増額としております。

また、町債におきましては、令和7年度で合併特例債の発行終了に伴いまして、前年対比4億9,830万円の減額となりました。

歳出につきましては、人件費や公債費といった義務的経費の増加はもとより、情報関連設備機器更新工事や国が推し進める基幹業務システムの標準化に対応するための導入費用も非常に大きいものとなっております。長期的に見ても増加し続ける社会保障費、標準化業務の運用経費、町有インフラの維持補修費が継続的に発生し、厳しい財政状況が続くものと思われま。

それでは、令和8年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和8年度のまんのう町当初予算は一般会計と特別会計を合わせて総額174億5,720万円となっており、前年度当初予算総額と比較して5億6,930万円の減少、3.2%の減となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額120億9,100万円であり、対前年度6億6,900万円の減少、5.2%の減となっております。

次に、特別会計は53億6,620万円で、前年度に比べて1億10万円の増加、1.9%の増であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計におきましては、以前から取り組んでおります情報基盤整備事業費がまんのうセンターの機器更新に伴い約2億3,000万円の増額ではあるものの、本庁舎外壁等改修事業や児童生徒教員用端末機更新事業が完了したことによりまして、総額として減少しております。

特別会計の主な要因を会計別に見ますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）では対前年度1,800万円の増加、0.8%増となっており、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定内科）では対前年度260万円の増加、3.8%増となっております。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増加し、対前年度5,470万円の増加、14.7%増となっており、介護保険特別会計では、特別会計に属する職員の追加による人件費の増加に伴い、対前年度2,480万円の増加、0.9%増となっております。

また、企業会計である下水道事業会計の当初予算規模は3億1,930万9,000円となり、対前年度1,627万5,000円の減少、4.8%減となりました。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要があります。

次に、総合計画につきましては、令和7年度に第2次まんのう町総合計画後期基本計画を策定し、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画を実施し、人口減少、少子・超高齢化社会や労働力人口の減少など、社会全般にわたり様々な影響を鑑みながら、今後も引き続き、本町の新たなまちづくりの方向性に基づき、施策の総合的、計画的な実施に取り組んでまいります。

次に、令和8年3月20日をもってまんのう町が合併して20周年になります。本町といたしましても、合併20周年の記念式典を秋口に開催予定しております。

また、合併10周年から20周年にかけて、町の表彰規定に基づき、功労者の方々の表彰も併せて予定いたしております。

次に、自治体DXの推進についてでございます。

情報システムの標準化への移行は延期となり、令和9年1月に変更となります。移行に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、公開型GIS、通称「まんのうマップ」について、必要な情報がより見やすく、より分かりやすい地図情報を提供できるよう改善に取り組んでまいります。

さらに外部のデジタル人材を活用し、スマホ教室の開催、生成AIの活用及び住民との接点であるフロントヤードの改革についても進めてまいります。

それでは、令和8年度の主要な事業、施策の概要について、第2次まんのう町総合計画後期基本計画の基本目標・施策目標並びにまんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

最初に、総合計画の基本目標の一つである「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の1「みんながいきいきと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

国は経済対策として、特に物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、子供1人につき2万円の手当を支給することとしました。

本町では令和7年12月より事業に着手し、令和8年1月に対象者への案内通知の発送、1月30日より支給を開始し、各月末での支給を行っており、これまでに1月分と2月分につきまして支給済みとなっております。

本事業の申請につきましては、3月末が申請期限となっておりますので、申請が必要な方は速やかに申請いただき、手当を受給されますようお願いいたします。

次に、令和8年度は様々な福祉関連の計画策定が必要な年となっております。

まず、高齢者福祉では、まんのう町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画を策定することとなっております。計画の策定に当たっては、高齢化率の増加と介護保険料の改定等、予断を許さない現状があると認識していることから、計画では高齢者が自分の家で自分らしく暮らせるための「共生社会の実現」と「予防」の施策が重要と考えております。

障害者福祉では、第5期障害者福祉計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画を策定することとなっています。

計画の策定に当たっては、国の基本的指針が令和8年3月に告示される予定になっておりますので、地域の実情と合わせて、国の指針に基づき策定してまいります。

次に、予防重視の健康づくりの推進ということでは、少子高齢化が加速する中、住民一人一人の健康寿命延伸と次世代を担う子供たちの健やかな成長支援が重要な課題となっています。健康寿命の延伸のために特定健康診査受診率60%の目標達成に向け、生活習慣病の早期発見・早期治療を推進してまいります。

また、食生活改善推進員やまんのういきいき体操推進員など、地域で健康づくりをリードする人材の育成を強化し、町民が主体的に健康管理に取り組める環境を整備いたします。

子供たちの健やかな成長支援としては、令和8年度より5歳児健康診査を新たに開始し、就学前の発達段階における支援ニーズを早期に把握し、切れ目のない子育て支援体制を構築してまいります。

また、令和8年度より妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの予防接種を定期接種化し、新生児の重症化リスクを低減いたします。

地域ぐるみで健康増進のまちづくりを一層進め、全世代が安心して暮らせる町を実現してまいります。

次に、政策目標の2「豊かな学びと生きがいを育む」ための教育関係の取組についてでございます

令和7年度における実績について申し上げます。

まず、教育内容の充実についてでございます。

GIGA端末整備事業により、来年度から児童生徒及び教員が使用する端末としてChromebookを導入いたしました。これは現在使用している端末でありますiPadが物理的な使用期限を迎えることから、香川県GIGAスクール構想推進協議会の中で機器を選考、公募型プロポーザルを経まして選定したノート型パソコンでございます。今回導入したChromebookが学校のみならず家庭での学びに使用されるなど、鉛筆やノートといった身近な文房具として活用されることを期待しているところでございます。

次に、施設関係でございます。

1つ目といたしましては、学習環境の向上と電気代の節約を目的として、学校施設における照明のLED化を進めてまいりましたが、本年度におきましては、長炭小学校、満濃南小学校及び四条小学校のLED化ができていない照明を、また、長炭こども園及び四条こども園の照明をLEDに交換いたしました。これによりまして、町内全てのこども園及び小学校の照明がLEDとなりました。

2つ目といたしまして、満濃南こども園のゼロ歳児におきまして、受入れ人数の余裕がなくなりつつあります状況を考慮いたし、旧幼稚園棟の二部屋を改修し、今後の園児の増加にも対応できるようにいたしました。

このほか、満濃中学校と高篠小学校の駐車場を拡充するべく新たに用地を購入、駐車場として整備いたしました。このことによりまして、周辺の交通にも支障を来していました児童生徒の送り迎えの際の混雑を緩和することが可能となりました。

続きまして、来る4月からの取組についてでございます。

まず、まんのう町乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を開始いたします。本事業はこども家庭庁から示された「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に基づいた事業でございます。保育所や認定こども園などに通っていないゼロ歳6か月から3歳未満のお子様につきまして、保護者の就労要件を問わず、1年間に一定の回数までこども園で預かる制度となっております。保護者の就労要件を問わないという具体的な例といたしましては、保護者の方が買物へ行ったり、けがや体調を崩して通院したりする場合など、保護者の多様なニーズにも対応できますので、お子さんを預ける必要がある場合には御利用いただきたいと思いますと考えております。

次に、学校給食費の無償化についてでございます。

長年、保護者の皆様から強い要望がございました小中学校における学校給食費の無償化を実施したいと考えております。文部科学省が公立の小中学校給食における食材費の高騰に苦慮しているまんのう町など地方自治体に対し、食材費を支援するといった動きを踏まえたものでございます。

本町といたしましては、小学校における給食費の無償化に併せて中学校の給食費も同様の取扱いを行うことで、保護者の負担軽減につながると考えておるところであります。

小中学校における給食費の無償化の実施に関しましては、本3月議会にまんのう町学校給食費徴収条例の一部改正を上程してございますので、よろしく願いいたします。

次に、中学校の部活動についてでございます。

現在、まんのう町におきましては、地域の方を部活動指導員として雇用しまして、部活動の指導に当たっていただいている状況でございます。令和5年度に設立した「部活動地域移行検討準備委員会」を4月以降におきまして「部活動地域展開検討委員会」へ本格移行させ、本町の中学生にとりまして最適な部活動運営の形態を模索してまいります。

最後になりますが、今後、急速に進むと予想される児童の減少に対応するべく、「まんのう町認定こども園及び学校適正規模・適正配置検討委員会」の設立に向け、先般、立ち上げをいたしました「まんのう町認定こども園及び学校適正規模・適正配置検討準備委員会」での議論を進めてまいります。

次に、生涯学習施設についてでございます。

四条公民館駐車場整備工事について、高齢者や体の不自由な方、妊産婦の方にも御利用いただきやすいよう、入り口付近に優先駐車場を設けるなど、安全性とバリアフリーにも配慮して整備を進めています。令和7年度は計画しておりました約3,000平方メートルの舗装工事と併せて12基の照明設備が完了いたしました。令和8年度は約1,000平方メートルの舗装工事と3基の照明設備及びマンホールトイレ等を計画しております。

次に、文化財についてでございますが、名勝満濃池は我が国最大級のため池として古くから本町の農業と暮らしを支えてきた本町を代表する財産です。空海による改修で知られる歴史的背景と四季折々の豊かな自然景観を併せ持ち、国の名勝に指定された貴重な文化財であるとともに、まんのう町の「顔」として町内外の多くの方に親しまれています。

本町では、この名勝満濃池を次の世代に確実に引き継ぐため、「保存」と「活用」の両立を基本方針に、計画的な取組を関係者と連携し、進めてまいります。

また、令和7年度より「まんのう町文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでおります。この計画では、指定文化財のみならず、未指定の文化財を含めた町内の文化財を包括的に保存継承することにとどまらず、活用についても検討を進めています。

次に、政策目標の3「多様性を認め合う社会を築く」ための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けては、まんのう町人権教育・啓発に関する基本計画の見直しを行っていることや、様々な人権教育や人権啓発を推進するため、平成28年に施行された部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、LGBT理解増進法の4つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度を令和4年4月から施行しておりますが、令和8年4月からファミリーシップ宣誓制度の施行も予定しております。

男女共同参画の推進では、誰もが自分らしく、社会の中で幸せに生きていくために、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの多様な在り方を認め合うことが求められています。しかし、性別による差別や偏見、LGBTQプラスを含む性的少数者者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を行ってまいります。

次に、基本目標の2「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の4「しごとを創出する」取組についてでございます。

農業の振興につきましては、御承知のとおり、農業後継者の確保や遊休農地・耕作放棄地の事前防止対策などが喫緊の課題となっております。一昨年より主食用米の販売価格が高値に転じ、現在も高値のまま推移しておりますが、一方で、農業用資材の高騰による耕種農家への大きな負担に変わりはなく、また、畜産農家においても飼料価格の高騰が続いており、経営が圧迫されていることに変わりはありません。こうした課題に対しまして、土地利用型農業を推進するため、耕畜連携によるWC S用稲の作付面積を計画的に拡大し、水田活用の直接支払交付金を有効に活用できるように取り組める体制を強化してまいります。

また、農業所得向上につながる取組として、水稻の再生二期作などの研究も併せて継続する所存でございます。

次に、昨年3月に策定いたしました農業に関する地域計画について御報告申し上げます。

この地域計画につきましては、それぞれの地域の実情に応じて、認定農業者だけでなく、地域農業を担う多様な経営体や自治会代表者にも御参入いただき、全ての地域で環境保全や景観保持の観点からも意見を集約しております。その中で担い手が不足する地域にあ

っては、新たな集落営農団体の設立を香川県、J A、町が一体となって後押しし、農業委員や農地利用最適化推進委員も積極的に関わりながら推進するほか、基盤整備や土地改良施設の改良などが必要な地域にあっては、次期中山間地域総合整備事業への取組について対象となる地域との調整を行っておるところでございます。

今後につきましても、この地域計画の実現に向け、より深く検討し、改善しながらブラッシュアップを進めてまいります。

さらに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の協定農用地面積の確保に努め、あわせて有害鳥獣対策事業を進めながら、町内農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。

次に、土地改良事業について申し上げます。

本町の基幹産業である農業を持続的に発展させ、地域計画の実現を目指すためには、農業生産基盤の整備が不可欠でありますことから、地域の中核を担う農業経営者や土地改良区との連携をより一層強化し、有利な補助制度を積極的に活用しながら、将来を見据えた土地改良事業の推進に取り組む所存です。とりわけ農業用水の安定確保や排水機能の向上、農地の集積・集約化を促進する区画整備など、地域の実情に応じた事業を計画的、積極的に進めてまいります。

加えて、老朽化が進む農業用ため池や水路等の土地改良施設につきましては、防災・減災の観点から、速やかに点検・補修を実施し、安全性の確保に努めてまいります。

次に、森林・林業です。

昨年末からの少雨により、本町でも渇水が心配されておりますが、このような事態になりますと、改めて本町における水源林としての森林保全の重要性を認識しているところでございます。

現在、新たなまんのう町森林整備計画の策定を進めておりますが、その中では、既に本町の森林のほとんどを水源涵養機能の維持・増進を図る森林にゾーニングしております。今回、さらに集水面積が小さな水源地域につきましては、長伐期施業を行う区域にゾーニングするなど、本町の地域特性を考慮したゾーニングにより、計画的な森林整備を推進してまいります。

また、森林におきましても、森林所有者の森林経営への関心の低下により、放置森林の増加が懸念されておるところですが、その対策としては森林所有者と森林整備の担い手をつなぐことが重要であると認識しております。それは同時に成熟しつつある森林資源を有効活用することで森林の適正な管理を図るとともに、林業の担い手の確保・育成を図ることにもつながることから、本町におきましては、森林組合を中心にした森林経営の集約化を支援してまいりたいと考えております。

そのため、本町で整備した航空レーザー計測による森林資源情報データを森林組合が有効に活用できるようにするとともに、森林整備連絡会などの開催を通じて計画的な森林整備について検討してまいります。

次に、ひまわり・そばの里づくり推進事業についてでございます。

搾油用ヒマワリの生産につきましては、本年度もひまわり振興協議会を推進母体として、高品質かつ安定した収量が確保できるよう、生産者との調整を進めているところです。

また、ソバの生産につきましては、まんのうそば生産振興会を推進母体として、年々、栽培面積は増えており、川奥島ヶ峰地区を中心に、昨年は約9ヘクタールに作付されました。遊休農地の解消にも大きく貢献していただいておりますので、今後とも支援を継続してまいりたいと考えております。

続いて、国指定特別天然記念物コウノトリについてでございます。

昨年4月に3年連続となるひなが誕生し、6月に巣立ちを迎えることができました。今年も4年連続のひな誕生に向け、期待が膨らんでいるところです。昨年は2羽のひなが誕生しましたが、残念ながら1羽が巣立ち後に死亡してしまいました。本町ではこの死亡したコウノトリについて、学術的・文化的価値が非常に高いものであることから、現在、剥製化に取り組んでおります。剥製が完成いたしましたら皆様にお披露目するとともに、今後のコウノトリの保護活動に活用していきたいと考えております。

コウノトリが繁殖場所として本町を選んでくれたことは幸運なことです。コウノトリの保護を通じて本町が有するすばらしい自然環境を町内外へ発信し、郷土愛の育成や関係人口の増加につなげていきたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

次に、商工関係では、物価高騰対策として町民の食料品を含む消費下支え、家計負担軽減と地域内消費の喚起、地域活性化を目的とし、町民全員を対象とする1万5,000円の「まんのう町地域応援商品券」プッシュ型事業を実施し、町民生活の支援をしてまいります。

次に、企業誘致に関しましては、本年、森林関係事業者の企業誘致がまとまり、現在、創業に向けて進捗しております。

また、企業立地優遇制度についてもさらなる優遇措置の研究を行っており、香川県をはじめ、関係機関と連携を図り、情報を収集し、今後も企業誘致の推進に取り組んでまいります。

次に、移住・定住対策についてでございます。

若者住宅取得補助事業につきましては、年間約40件程度で順調に推移しており、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果を発揮しています。空き家のさらなる活用を発揮するため、中古住宅を取得した際の補助金の拡充も行っており、引き続き、事業の推進を行ってまいります。

また、地域木材利用促進事業につきましても、令和8年度より5年間事業を延伸することで、水道給水管布設事業との連携により、さらなる相乗効果を発揮することを期待しております。

令和5年度から移住・定住の促進を図ることを目的とした大学等奨学金の返済に苦しん

でいる若者を支援する「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助事業」については好評であり、令和6年度が93名、令和7年度は101名の方の申請があり、移住定住に一定の成果を上げているものと考えております。

次に、ふるさと納税につきましては、令和6年度には1億2,000万円を超える寄附額となりました。令和7年度は返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行っている成果もあり、寄附金額は1億4,000万円を超える額となり、毎年、順調に増加をしております。今後もさらなる寄附金額の増加を図ります。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」についてでございます。

ごみの適正な処理の推進として令和4年度より開始いたしました可燃ごみの祝日収集を本年度も引き続き実施してまいります。また、令和5年度より開始しました独り暮らしの高齢者や障害を持たれた方などを対象としたごみの「ふれあい戸別収集」では、現在、38件の利用者があり、好評をいただいているところであります。こちらも快適な暮らしを支えるための業務の一つとして継続してまいります。

ごみの排出量は人口減少や循環型社会への取組などにより全体として減少傾向にありますが、「4R運動の啓発と推進」を継続し、生ごみ処理機やコンポストの助成事業の活用などと併せて、ごみの減量化と再資源化に向けた取組を行ってまいります。

また、生活排水の適正な処理の推進といたしましては、水質保全の観点から、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策の推進につきましては、地球温暖化防止の推進と資源保護の観点から、住宅用太陽光の発電システムに加え、令和3年度より蓄電システムの導入助成制度を実施しております。今年度も予算枠を上回る結果となりました。地球規模で見ますと微力ではありますが、本町といたしましては、新年度も引き続き導入助成制度を実施し、地球温暖化防止と限りのある資源の保護に向けた対策を推進いたします。

次に、防災・減災対策につきましては、令和7年9月から12月にかけて、満濃地区、琴南地区、仲南地区の各消防団が合同で林野火災を想定した中継送水訓練を実施いたしました。南部消防組合指導の下、火災をはじめとする災害が発生した際に消防団員が迅速かつ的確な対応ができるよう、技術向上に努めてまいります。

また、消防団員の確保と活動の円滑化のため、令和4年度に仲南地区消防団組織の再編を行いました。再編に伴い、現在、旧仲南東幼稚園を解体し、その跡地に小池地区、福良見地区、照井地区を統合した第11分団屯所の建築に向けて整備中であり、今後も、順次、組織の再編に伴い、副分団ごとの老朽化した屯所を統合して、分団ごとの屯所整備を進めてまいります。

次に、政策目標の6「地域課題をみんなで解決する」についてでございます。

交通弱者対策としてあいあいタクシーや福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、本町の地域公共交通活性化協議会や皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業

の運営に努めてまいります。

また、令和8年度にも地域公共交通確保維持改善事業の事業評価に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他、旅客の利便の増進を図り、持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

交通安全対策につきましては、令和7年中に香川県内で起きた交通事故での死者数は20人で、前年比11人減となり、5年連続で減少し、1948年以降で最も少ない記録の更新となりましたが、町内の死亡事故は1件発生となりました。本年も引き続き交通安全キャンペーンや各団体と連携した行事等で交通安全意識の啓発と事故防止の取組を推進してまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度についても、デマンドタクシーの年間共通パス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように広報誌等による周知、啓発を図ってまいります。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」及び「川奥そば打ち道場」は都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において平成14年度より「グリーンツーリズム事業」の一環として実施しております。コロナ禍により一時中止となった「そば栽培体験事業」も再開後4年目を迎え、令和7年度は参加者39名で実施されました。

「そば打ち道場」につきましては、令和7年度は定員を増やしたこともあって、約330名の応募がありました。これはコロナ禍明けの令和4年度と比べて4割ほどの大幅増となっており、より一層、多くの参加者が見込まれております。

また、地元有志の方により設立された「島ヶ峰の原風景を守る会」は、国、県、町の補助事業を有効に活用するなど、島ヶ峰地区遊休農地の再整備事業に取り組んでおり、島ヶ峰地区のソバ栽培を中心に地域活性化のためイベント事業、ボランティア活動を積極的に行っていただいております。例年9月に実施している花見会には約450名の参加があり、本年度も盛大に開催されました。

今後も島ヶ峰地区における「グリーンツーリズム事業」を中心とした都市と山村地域の交流や、ソバのブランド化、PR活動、販路の拡大、景観整備など、地域活性化を促進するための活動を継続的に取り組んでまいります。

次に、仲南地区につきましては、仲南支所、教育委員会、小学校、こども園、公民館、町民文化ホール及びサン・スポーツランド仲南が一体的に町民の集いの場として活用され、「教育の杜」としてさらなる教育・文化・スポーツの拠点として地域の交流や地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

また、仲南地区においては、水源確保などの対策を地元水利組合の協力や水道企業団と連携を図りながら鋭意取り組んでまいります。

以上、令和8年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

私にとりましては残された任期はあと僅かとなり、5期20年目の仕上げの段階に来ており、人口減少や物価高騰、人手不足など、町を取り巻く環境が大きく変化する中、行政に求められる役割も一層高度化・多様化しております。こうした状況に対応するため、施策の優先順位を明確にし、真に必要な分野へ資源を重点配分する姿勢が不可欠でございます。将来を見据え、選択・集中を徹底し、町民福祉の向上と地域の持続的発展に結びつく町政を進めてまいります。

最後になりましたが、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。令和8年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 施政方針を終わります。

会議の途中であります。ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計におきまして、10時50分までといたします。よろしく願いいたします。

**休憩 午前10時33分**

**再開 午前10時50分**

**○大西樹議長** 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

#### **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

**○石崎保彦教育民生常任委員長** それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月17日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係及び環境関係について報告がありました。

委員より、町内における外国人の人口増加に伴い、地域住民とのトラブルなどは発生していないかとの質疑があり、執行部より、特にトラブル等は把握していないとの答弁がありました。

委員より、以前、要望していた指定ごみ袋への「無事です」という文言を印字していることを確認したとして、早期の対応と実施に対する感謝の言葉がありました。

次に、福祉保険課より、各担当係の行事報告をはじめ、乳幼児・独り親家庭における医療費の状況、重度心身障害者等公費負担及び児童手当の状況、国民健康保険の給付と被保

険者状況、後期高齢者医療公費負担状況、介護保険事業状況等について報告がありました。

委員より、国民健康保険の療養費・高額療養費の保険者負担額が前年より減少している要因について質疑があり、執行部より、給付件数及び被保険者負担額の減少に伴い保険者負担額も減少した。主な要因としては、75歳以上の方の後期高齢者医療制度へ移行に加え、国民健康保険の対象となる15歳から74歳の生産年齢人口層における人口減少や人口動態の変化が要因と考えられるとの答弁がありました。

委員より、児童手当の状況は前年並みで推移しているのかとの質疑があり、執行部より、前年度の制度改正により、単純な比較はできないが、新年度には比較が可能となるため、資料に掲載する予定であるとの答弁がありました。

委員より、所管する行事が多岐にわたり、非常に多いため、職員への負担が懸念されるが、通常業務は円滑に遂行できているのかとの質疑があり、執行部より、各係とも業務は円滑に遂行できているとの答弁がありました。

委員より、介護予防関係の諸行事について、従事する担当人員等の事情から、今後、縮小する可能性はないのかとの質疑があり、執行部より、ボランティア等の募集を行って、運営体制にゆとりを持たせることで、縮小ではなく、むしろ事業を増やしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種事業報告をはじめ、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績及びまんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画について報告がありました。

委員より、1日人間ドックの受診状況について質疑があり、執行部より、受診状況は非常に良好で県下でも優秀な実績である。特定検診における令和6年度の受診率が約57%、がん検診はおおむね20%、乳がん検診においては、県平均22%に対し、当町は約33%となっており、全てのがん検診において県平均を大きく上回っているとの答弁がありました。

委員より、自殺予防講演会が多くの参加者を集めて開催されたことについて、周知方法や参加者層に関する質疑があり、執行部より、特に対象者は限定してはいないが、本人や家族、友人に悩みを抱えている方々の参加が多かったのではないかと推測される。周知については、広報、町ホームページ、各支所等へのチラシ設置を行った。また、本講演会は香川大学のサテライトセミナーとして講師派遣を受けており、同大学のホームページにも掲載されたとの答弁がありました。

委員より、健康教育、健康相談、健康診査の集計数とその内容について質疑があり、執行部より、各主要行事の備考欄に健康教育、健康相談、健康診査と区分して表記しているので参照されたいとの答弁がありました。

委員より、今回、初めて開催し、140名が参加した骨粗しょう症検診や7名参加の骨コツ教室は、高齢層の骨折予防の観点から、将来的な医療・介護費用の削減に大きく寄与すると考えられるが、今後の運営方針をどのように考えているのかとの質疑があり、執行

部より、町内に同種の検診を実施できる医療機関がないため、本年度より総合検診協会へ委託し、検診バスによる集団検診を実施した。来年以降も継続して実施し、骨折予防に努めたいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、2月1日現在の町内園児・児童・生徒数及び高篠小学校・満濃中学校駐車場整備の進捗状況について報告がありました。

委員より、高篠小学校と満濃中学校の駐車場について、それぞれの駐車台数は何台になるのかとの質疑があり、執行部より、高篠小学校は63台、満濃中学校は42台を計画しているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告及び町立図書館、スポーツセンターまんのう、天文台、民具展示室の各施設の利用状況についてと、名勝満濃池保存活用計画及び四条公民館駐車場整備工事について報告がありました。

委員より、今年開催された「森のコンサート」の評価について質疑があり、執行部より、現在、約310名の入場者からいただいたアンケートを精査中である。昨年は2部構成で終演時刻が日暮れ以降となった反省を踏まえ、今年は15分の休憩を挟んだ約90分の1部構成に変更し、おおむね好評を得たと認識している。今後はアンケート結果を参考に、来年の内容に生かしたいとの答弁がありました。

委員より、行事の「秋遊び」の内容について質疑があり、執行部より、町レクリエーション協会と子ども会育成連絡協議会の共同開催で、かりん会館とその周辺において、シャボン玉づくりや工作教室等の体験ブースを設けたとの答弁がありました。

委員より、町立図書館の図書の入替え状況について質疑があり、執行部より、利用者からのリクエストに基づき、内容を精査した上で月に4回から6回、1回当たり30冊から40冊の入替えを行っているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月18日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、

執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、地籍調査課より、12月10日、19日、1月9日の令和6年度調査地区工程検査、1月23日から2月12日の令和6年度調査地区地籍図・地籍簿成果閲覧及び12月20日、1月27日の令和7年度調査地区工程検査などの報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係行事報告、農業振興関係行事報告のほか、森林、木育関係行事報告、有害鳥獣捕獲頭数などの報告がありました。

委員より、12月21日及び25日に開催されたニホンザルに関する会合の協議内容について質疑があり、執行部より、当該会合は担当者会議であり、県内におけるニホンザルの捕獲状況や生息分布などについて説明が行われたとの答弁がありました。

委員より、農地の売買において、農地機構の予算不足により希望時期に売買ができない場合の対応について質疑があり、執行部より、過去にも予算が不足した事例があり、そういった事象が起きないように要望を行ってきた。今後も引き続き要望するとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、2月3日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、記録的な少雨でため池の貯水率が低い状況にあるが、作付に支障が出ないような対策は考えているのかとの質疑があり、執行部より、自然相手のことなので降雨を待つしかないが、地元の水利関係者に作付時期の調整や水の確保などをお願いしており、町としてできる限り対策は講じたいとの答弁がありました。

また、委員より、水道の貯水池の水位も低く、生活用水への影響も見込まれるが、水道企業団との連携はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、水不足となった場合、水道企業団はまんのう町の状況だけではなく、県下全体の状況を見て対策本部の設置などを行うことになる。本町では、現在、町対策本部を設置し、水道企業団とも連携を取り、今後にも備えているとの答弁がありました。

委員より、土地改良事業において、主要ため池に監視カメラの設置工事を行っているが、設置のために放水をして水位を下げるのではなく、水不足のため、水位が下がる時期を待つて工事はできないのかとの質疑があり、執行部より、補助事業のため完了時期に制約はあるが、可能な範囲で個別に対応するとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の活動状況、若者住宅取得補助及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工業、移住・定住事業などの報告がありました。

委員より、ことなみ未来館の利用人数の減少について質疑があり、執行部より、全体的に利用者は減少しているが、今後、イベントを予定しており、多くの利用者を見込んでい

るとの答弁がありました。

委員より、まんのう町地域応援商品券の送付方法について質疑があり、執行部より、各個人宛てにゆうパックでの送付を予定しており、土日もお届けが可能である。また、不在時の場合は再配達も可能であり、不明な点は商品券専用のコールセンターにお問い合わせいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、物価高騰対策としてまんのう町地域応援商品券を給付予定であるが、進学準備の時期でもあるため、できる限り早期に実施してほしいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

**○常包恵総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、職員採用状況、11月中旬から2月上旬までの事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、防災出前講習状況、選挙人名簿登録者数及び衆議院議員総選挙について、消防防災・管財関連工事実施状況、防災訓練等実施状況、公設・自衛消防団員数、火災予防啓発、渇水対策について報告がありました。

委員より、琴南地区で期日前投票所を2か所開設したが、住民への周知が十分でなかった。解散から公示までの期間が短く、入場券の送付が遅れたことも一因と思われるが、改めて周知の工夫を求めるとともに、開設期間の延長についても要望するとの意見があり、執行部より、期日前投票所の利用者が増えるよう研究・検討していくとの答弁がありました。

委員より、年代別の投票状況を見ると、80歳以上の投票率が低いため、行政視察を行った島根県浜田市の移動期日前投票車など、投票所までの移動手段の確保が課題である。また、時間別の投票状況では、昼間の投票者は多いものの夜間は少なく、投票者ゼロの時間帯もあることから、投票時間の短縮も検討してほしいとの意見があり、執行部より、年

年齢別投票状況から移動手段の確保を検討すべき課題と認識している。また、投票時間についても、午後7時以降は投票者がゼロとなる投票所も多いため、他市町の動向や時間短縮の影響も考慮し、投票時間の見直しも検討事項としている。今春の町長・町議選には間に合わないが、県知事選での試行導入を含め、今後、選挙管理委員会で議論・研究していきたいとの答弁がありました。

委員より、特別交付税の申請に渇水対策を含めたのかとの質疑があり、執行部より、1月7日が締切りであったため、含まれていない。また、現時点での渇水対策は広報や行政告知放送などでの周知が主であり、費用的に少額であるため、交付税の増加要因にはならないと考えているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成の事業報告、一般財団法人ことなみ振興公社及び有限会社仲南振興公社の令和7年度第2四半期実績報告と、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、高齢者免許返納状況、交通事故発生状況の報告があり、その他にも広聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進事業、長尾会館の運営事業の報告などがありました。

委員より、音声告知放送端末のV－ONUの交換進捗状況と今後の進め方について質疑があり、執行部より、昨年10月から開始し、今年度末で約1,000台を見込んでおり、テレビ、電話、インターネット全てを契約している方から優先的に交換を進めているとの答弁がありました。

委員より、3月広報の表紙になった女性議会について、女性目線の意見や高校生議員3名の参加による若者の意見が大変参考になったが、今後の議事録作成及び公開についてはどのように進める予定かとの質疑があり、執行部より、既に議事録署名人2名を指名しており、議事録は完成次第公開するとの答弁がありました。

委員より、町内における差別事案、差別事象の発生状況について質疑があり、執行部より、町内での差別事象は減少しているが、全国や香川県全体で見ると、インターネットやSNSの普及に伴い差別的な投稿が増えている。県内8市9町で協議会を設置し、法務局と事業者と削除依頼を行っているとの答弁がありました。

委員より、審議会の議事録公開について、「公開する」との議会答弁があったにもかかわらず、企画政策課以外はホームページ等での発信が見当たらない。これから3月議会が始まるため、議会答弁や委員会での質疑内容を起案した課だけでなく、庁内全体で共有してほしいとの意見があり、執行部より、課長会議で再確認し、全体化するとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和7年度の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況についての報告と、窓口納付、口座振替、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコードの納付方法別の実績について報告があり、あわせて、令和8年度税制改正の大綱の概要についての説明がありました。

委員より、調定額が増加した要因としてどのようなことが考えられるかとの質疑があり、執行部より、個人町民税の増加は令和6年度に実施された定額減税の影響及び賃金の上昇によるもの、法人町民税の増加は企業の業績が好調であるためと推察するとの答弁がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後に行われた例月出納検査の監査結果について、監査委員より、適正に処理されているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、令和7年11月から令和8年1月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績及び窓口受付件数について報告がありました。

最後に、仲南支所より、11月から1月までの事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績及び福祉バス利用状況についての報告がありました。

委員より、仲南地区を盛り上げていくための取組について研究していただきたいとの意見があり、執行部より、今後、研究していくとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（保育利用料金請求事件）

**○大西樹議長** 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（保育利用料金請求事件）の件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（保育利用料金請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和8年1月14日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

概要といたしましては、保育料35万3,600円の滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がないため、本年1月14日に支払い督促の申立てを丸亀簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

**○大西樹議長** 本件は報告事項ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、本件は報告済みといたします。

#### 日程第9 報告第2号 まんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

○大西樹議長 日程第9、報告第2号 まんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 報告第2号 まんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更につきまして報告いたします。

本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでございます。

令和2年から3年余りにわたる新型コロナ対応の教訓を踏まえて、政府行動計画と香川県行動計画がそれぞれ改定されたことを受け、まんのう町行動計画の全面的な変更を行ったもので、変更後、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき議会に報告するものでございます。

なお、計画書は皆様のお手元にお配りさせていただきますとともに、タブレットにも掲載しております。

以上、報告いたしますので、お目通しくださいますよう、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 本件は報告事項であります。特に質疑がありましたら許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、本件は報告済みといたします。

#### 日程第10 議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度まんのう町一般会計補正予算（第4号））

○大西樹議長 日程第10、議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度まんのう町一般会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号の専決処分の承認（令和7年度まんのう町一般会計補正予算（第4号））について、その提案理由を申し上げます。

今回の補正は、別紙専決処分書のとおり、去る令和8年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に要する経費について、緊急に執行を要するため編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付で専決処分により補正いたしました。

したがいまして、同法同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容を御説明申し上げます。

予算書及び予算に関する説明書の3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億5,690万円とするものでございます。

補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関するものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第15款県支出金が1,541万5,000円の増額です。これは衆議院議員総選挙費委託金の追加計上によるものでございます。

続きまして、歳出に関するものを御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

第2款総務費、第4項選挙費、第9目衆議院議員総選挙費におきまして、報酬から備品購入費まで総額1,541万5,000円を追加計上しております。主なものといたしましては、職員手当等において、選挙事務従事手当710万円、役務費では、通信運搬費を153万6,000円、委託料では、選挙ポスター掲示場設置等委託料や選挙公報配布業務委託料として300万円などを計上いたしております。

以上、議案第1号の専決処分の承認について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度まんのう町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。本案について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

## **日程第 1 1 議案第 2 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第 1 1、議案第 2 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 2 号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

改正の概要につきましては、本条例は地方自治法第 2 3 4 条の 3 及び地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 7 の規定により、長期継続契約を締結することができる契約の種類を定めているものですが、本改正により新たに自動車の保守管理業務契約及び広報紙その他定期刊行物の作成、印刷または配布に関する請負契約を追加するものでございます。

まず、自動車の保守管理業務契約につきましては、公用車の車検・法定点検等の維持管理について、町と整備事業者との間に保守管理事業者を導入することで、その管理徹底、費用の透明性の確保することを目指しておりますが、その契約期間が車両ごとの車検期間に依存することから、長期継続契約の必要性があるものでございます。

次に、広報紙、その他定期刊行物の作成、印刷または配布に関する請負契約につきましては、町の重要な情報発信源である広報まんのうや議会だより等の基幹広報誌につきましては、業者からの技術提案を今まで以上に享受できる環境を整備し、情報発信力の強化や複数年での契約によるスケールメリット等を目指すため、請負相手を長期継続契約にて特定する必要があることから、本改正にて追加するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

6 番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地方の行財政は歳計単年度主義でやっていて、年度にまたがることは例外的運用となるわけではありますが、この条例によって円滑にやれるということは私も分かって、賛同は申し上げるんですが、問題は債務負担行為との運用の連動性です。その説明を承っておきたいということでもあります。以上です。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えします。

議員さんおっしゃるように、債務負担行為をするのか、長期継続契約にするのかという 2 つの選択肢になりますけれども、今、申し上げてるのは公用車の車検、そして点検、そ

してメンテナンスリースの部分を長期継続契約にするということですので、毎年毎年債務負担行為をすると、車検が2年の車もありますし、1年の車もあるという部分で、債務負担行為とするよりは、長期継続契約を締結するほうが費用の透明性、管理の徹底には資するものと考えておまして、上程させていただいているものでございます。

あと広報まんのうでありますとか議会だよりの基幹の広報誌につきまして、業者からの技術提案を今まで以上に享受できる環境を整備して、情報発信力の強化、そして、複数年での契約によるスケールメリット等を生かすために、長期継続契約にして債務負担行為ではないような形にしたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

**○大西樹議長** 6番、竹林議員に申し上げます。竹林議員も総務委員会のメンバーでございますので、総務委員会に付託しますので、そのときにまた質問をしていただきたいと思います。

**○竹林昌秀議員** 制度の話を伺ってるわけで、やっぱり共通の理解をしたほうがいいように思いますが。

**○大西樹議長** 6番、竹林議員に申し上げます。今、言ったように、竹林さんも総務常任委員会のメンバーでありますので、そのときに質問していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○竹林昌秀議員** 一般的、概括的内容と思うわけであります。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第12 議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

**○大西樹議長** 日程第12、議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の新規制定について提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、「乳児等通園支援事業」通称「こども誰でも通園制度」が本年4月から開始されることに伴い、「まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が昨年12月議会において承認され、制定されているところでございます。

こども誰でも通園制度の事業者が事業の実施に伴う給付を受けるためには、国が定める

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき本町が確認を行う必要がございます。このため、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定すべく、本条例を制定しようとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について

**○大西樹議長** 日程第13、議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

まんのう町では学校給食法に基づき、子供たちに安心・安全でおいしい給食を提供いたしておりますが、昨今の物価高騰に伴い、学校給食用食材の価格が上昇している状況を鑑み、今回、学校給食費の単価を改定するものでございます。

また、本年4月より国が公立小学校の学校給食費を無償化することを受け、本町におきましては、小学校に在籍する児童の給食費の無償化に併せまして、中学校に在籍する生徒の給食費も無償化するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 学校教育課長、平田浩二君。

**○平田学校教育課長** 議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、その内容を御説明申し上げます。

お手元資料の新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条でございます。

学校給食費の徴収につきましては、学校給食法に規定されておりますが、その根拠条項が第6条第2項から第11条第2項に改定になっております。そのことにつきましての改正となっております。

この法改定は平成20年に行われておりましたが、これまでにその事実気づかず、現行条例についての改正が行われていなかったため、今回、改正するものでございます。

次に、第2条でございます。

第2条には、給食費の額としまして「給食費の額は、別表のとおりとする」と規定されており、別表に小学校と中学校の1食当たりの給食費がそれぞれ250円、290円と定められております。今回の改正の目的の一つであります小学校及び中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化するために、第2項としまして、「前項の規定にかかわらず、まんのう町立学校に在籍する児童生徒の保護者の負担金は、無償とする。」と追加規定いたしました。

また、今回の改正の目的の2つ目であります学校給食費の単価の改定についてでございますが、まんのう町学校給食運営委員会を去る2月18日に開催し、給食費の算定について審議をしていただいたところでございます。その結果としまして、小学校と中学校の1食当たりの給食費の額につきましては、それぞれ310円、350円が妥当である旨の答申をいただきました。このため、別表に記載がございます1食当たりの給食費につきまして、小学校は250円から310円に、中学校は290円から350円にそれぞれ改定するものでございます。

最後は第3条でございます。

第3条には、給食費の徴収方法といたしまして「給食費は、納入通知書により町長が指定した期日までに徴収するものとする。」と規定されておりましたが、その詳細につきましては、まんのう町学校給食費徴収条例施行規則に規定されておりますので、「給食費の徴収の方法は、規則で定める。」と改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日と考えてございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第4号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### **日程第14 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）機器更新工事）**

**○大西樹議長** 日程第14、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）機器更新工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号 工事請負変更契約の締結につい

て（令和7年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）機器更新工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

変更契約金額マイナス153万8,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額マイナス13万9,900円、既契約金額1億2,320万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,120万円、既本契約日、令和7年6月12日、契約の相手方、高松市西宝町1丁目8番24号、株式会社四電工香川支店常務執行役員支店長、秋月伸夫でございます。

変更契約の主な内容といたしましては、既設発電機の撤去を分解・人手の撤去からクレーンでつり上げ撤去の変更によるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度まんのう町情報基盤更新事業（仲南サブセンター）機器更新工事）の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について

**○大西樹議長** 日程第15、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項で定義される辺地は、まんのう町においては琴南地区の美合辺地、仲南地区の塩入辺地、本目辺地、の3地域となっております。当該計画に登載されることにより、地方交付税において有利な措置を受けることができる辺地対策事業債の発行が可能となります。

本議案は同法第3条第1項の規定に基づき、令和5年度に策定いたしました当該辺地に係る令和6年度から令和10年度までの5か年の総合整備計画について、事業内容等の変更を行う必要が生じたことから、同条同項及び第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

塩入辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、「林道小弥谷左岸線道路舗装事業」を新たに計画に加えるものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画はおのおの別紙の総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては、参考資料をおつけしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 辺地財政特例法を活用しようとする計画で、誠に私もこれに期待をするわけであります。

塩入辺地においては、塩入温泉にふるさと研修館、ふれあいロッジとあります。これが設備投資以来、ほとんどリニューアルを行っていない。これに手をつける内容が今後5年間ないということの意味するんであるのか。集客・収益事業、町が公共インフラを整備して、何とかランニングコストを均等にやれないかという、そういう集客・収益事業ですね、これについて、地域活性化に関わる町長の観点、なぜそれがこの計画書に盛られてないのか、その御答弁を願います。

**○大西樹議長** 企画政策課長、鈴木正俊君。

**○鈴木企画政策課長** 竹林議員さんの質問にお答えします。

塩入に関する温泉周辺に関する分について、この事業につきましては、担当課のほうから今のところ要望が上がってきておりません。

それと、全員協議会で計画を御説明させていただきましたが、担当課のほうから要望がありましたら、即座に議員の方々に御説明を差し上げて、変更していきたいというふうに

も御説明させていただいておりますので、またそれにつきましては、総務常任委員会のほうで御説明並びに御検討いただけたらというふうに思っています。以上です。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君に申し上げます。これは総務常任委員会の付託でありますので、そのときに聞いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○竹林昌秀議員 もう一つあります。

塩入は簡易水道の。

○大西樹議長 ちょっとお待ちください。竹林議員に申し上げます。今の質問については聞いていただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 別の内容なんです。

○大西樹議長 いや、内容でも、総務委員会のことでしょ。

○竹林昌秀議員 全般で理解したほうがいいようなことだと思いました。

○大西樹議長 総務委員会のときにおっしゃっていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16 議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について

○大西樹議長 日程第16、議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案はさきに御説明いたしました議案第6号と同様の理由により、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項及び第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

美合辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、林道花びら線舗装及び改良事業、谷田橋修繕事業、島ヶ峰地区整備事業を新たに計画に加えるものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画はおのおのの別紙、総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては、参考資料にお示ししております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** 辺地財政特例法を使って元利償還金の後年度8割補填をいただける非常に有利な仕組みを使う計画であって、全面的に支持するものであります。

しかし、琴南地区の山間部においては、飲用雑排水の施設が老朽化してると思います。これが盛り込まれてないのが、何となく私には不安であります。どうして飲用雑排水のことを手をつけないのか、御答弁を求めます。

○**大西樹議長** 企画政策課長、鈴木正俊君。

○**鈴木企画政策課長** 竹林議員さんの質問についてお答えいたします。

農業飲雑のことをおっしゃってられてるかなというふうには理解してはおりますが、農業飲雑につきましては、いまだ指定管理で2地区のほうに農業飲雑の指定管理をしていただいております。これの分については、地元の維持管理をお願いしながら、延命を促しながら、その施設を維持管理していくというような観点で考えておりますが、また地元のほうから琴南支所のほうに要望がありましたら、そこから要望を聞きまして、また、先ほどと同様ですが、議員さんのほうに事業計画を御説明して、新たに計画の変更をするというふうに思っておりますので、その点、御理解いただけたらというふうに思っています。以上です。

○**大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

○**大西樹議長** 会議の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で1時30分までといたしたいと思います。

**休憩 午前11時50分**

**再開 午後 1時30分**

○**大西樹議長** 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

**日程第17 議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号**

**日程第18 議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号**

**日程第19 議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号**

**日程第20 議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号**

○**大西樹議長** 日程第17、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号から日程第20、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号までの4件については、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第8号の令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,523万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億166万3,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、7ページの第2表を御覧ください。

令和8年度へ繰越しをする24事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、8ページの第3表を御覧ください。

これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、限度額の追加、変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第1款町税は固定資産税、町たばこ税等の減額により7,740万6,000円の減額です。

14ページをお開きください。

第2款地方譲与税につきましては、森林環境譲与税の歳入決算見込みにより補正を行っております。

15ページ、第10款地方交付税は、普通交付税の歳入決算見込みにより2億5,364万7,000円を増額しております。

16ページ、第12款分担金及び負担金278万7,000円を増額は、県営地域ため池総合整備事業分担金及び租税債権管理機構負担金調整額の増額によるものでございます。

17ページ、第13款使用料及び手数料は417万円の減額です。仲南振興公社の経営不振に伴い、塩入温泉、ふれあいロッジ等の使用料を免除したことから減額となりました。

また、第2項手数料におきましても、実績見込みから戸籍手数料等を減額としております。

18ページ、第14款国庫支出金1億2,725万2,000円の減額は、主に第1項第1目民生費国庫負担金における児童手当交付金、第2項第3目衛生費国庫補助金における新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金がそれぞれ減額となったことによるものでございます。

19ページ、第15款県支出金7,552万8,000円の減額は、主に第1項第3目農林水産業費県負担金における地籍調査費負担金、第2項第4目農林水産業費県補助金に

おける力強い水田農業整備事業補助金などの減額によるものでございます。

22ページをお開きください。

第18款繰入金1億1,625万1,000円の減額は、ふるさと応援基金繰入金において、財源となるふるさと応援寄附金を直接充当としたことにより、9,920万円の減額としたことが主な要因となります。

23ページ、第20款諸収入は、国が進めております地方公共団体情報システム標準化が次年度へ繰越しとなったことから、その財源であったデジタル基盤改革支援補助金を令和8年度予算で再計上したため、総額9,387万6,000円の減額となりました。

24ページ、第21款町債1億4,300万円の減額は、第1目の総務債において、庁舎改修事業債が2,200万円、情報ネットワークシステム改修事業債が5,170万円減額したことなどによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明いたします。

25ページを御覧ください。

第1款議会費は390万円の減額です。これは主に費用弁償の減額によるものでございます。

26ページ、第2款総務費2億7,368万6,000円の減額です。これは主に第1項第13目情報通信費における情報関連設備機器更新工事費4,180万円の減額や、標準化に関するガバメントクラウドサービス利用料2,320万円の減額、中讃広域行政事務組合負担金1億2,343万円の減額によるものでございます。

29ページをお開きください。

第3款民生費は1億6,259万円の減額です。これは主に第2項児童福祉費、第2目保育所費において、いろは保育園委託料を2,000万円減額、第3目児童措置費において、児童手当給付費を7,400万円減額したことなどによるものでございます。

31ページ、第4款衛生費は9,045万2,000円の減額です。これは主に第1項保健衛生費、第2目予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料を4,100万円、第2項清掃費、第2目塵芥処理費において、塵芥収集業務委託料と指定ごみ袋作成委託料、合わせて1,400万円をそれぞれ減額したことなどによるものでございます。

33ページ、第6款農林水産業費は2,418万3,000円の減額です。これは主に第1項農業費、第3目農業振興費において、力強い水田農業整備事業補助金など、全体で2,232万3,000円減額したこと及び第5目農地費において、単県事業土地改良区補助金2,279万5,000円の減額などによるものです。

34ページ、第7款商工費は530万円の減額です。これは主に商品券換金料の減額によるものでございます。

35ページ、第8款土木費は576万6,000円の減額です。第2項土木管理費、第3目道路橋梁新設改良費において、町道改良工事設計等委託料や町道改良工事費の増額補

正はあったものの、第2目道路橋梁維持費や第3項住宅費において減額となったため、款全体で減額となりました。

37ページ、第9款消防費は消火栓新設改良負担金等の減額のため、全体で442万円の減額となりました。

38ページ、第10款教育費は6,488万2,000円の減額です。これは様々な事業における精査として、主に第1項教育総務費が1,958万円減額、第2項小学校費が2,361万円減額、第3項中学校費が1,070万円減額となったことによるものでございます。

41ページをお開きください。

第12款公債費900万円の減額は長期債償還利子の減額によるものでございます。

42ページ、第13款諸支出金は2億8,894万2,000円の増額です。これは主に第3項基金費、第1目財政調整基金費において2億100万円、第2目減債基金費において2億1,700万円を歳計譲与金など歳出積立金の増額を行ったことによるものです。

また、第14目ふるさと応援基金費においては、積立金を1億3,300万円減額としております。

なお、44ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ただいま上程されました、議案第9号の令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

47ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,127万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,497万6,000円、第2項直営診療施設勘定歯科の予算額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ452万5,000円、第3項直営診療施設勘定内科の予算額から歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,460万円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明いたします。

事項別明細書57ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第1款国民健康保険税において81万2,000円を減額し、第6款県支出金において、普通交付金など合わせて5,196万4,000円減額、第8款財産収入において、利子及び配当金を67万2,000円増額、第10款繰入金では、一般会計繰入金を383万3,000円増額計上し、第12款諸収入において、延滞金を300万円減額しております。

58ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第2款保険給付費において、全体で4,500万円の減額、第3款国民健康保険事業費納付金において、全体で430万円減額、第6款保険事業費においても全体で250万円、それぞれ年間所要額の決算見込みにより減額補正しております。

第7款基金積立金は財政調整基金の利子積立分として67万2,000円の増額、第9款諸支出金は一般被保険者保険税還付金が減額及び直営診療施設勘定繰出金が増額となり、総額で14万3,000円の減額としております。

次に、直営診療施設勘定歯科について御説明申し上げます。

69ページをお開きください。

歳入では、決算見込みにより、第5款財産収入として診療所管理運営事業基金運用利子が2万5,000円増額、歳出では、70ページ、第4款基金積立金に同額の2万5,000円を増額補正しております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

79ページをお開きください。

歳入の主なものとして、それぞれ決算見込みにより、第1款診療収入において409万5,000円増額、第4款県支出金において、医療施設等設備整備費補助金が29万3,000円の減額、第6款繰入金において、一般会計繰入金が815万9,000円の減額、事業勘定繰入金が95万7,000円の増額となり、合わせて720万2,000円減額計上しております。

80ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費において、事務用機器等リース料の減額等、合わせて280万円の減額、第2款医業費において、医療用機械リース料等60万円を減額計上しております。

以上、議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

ただいま上程されました、議案第10号の令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

83ページをお開きください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,494万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億665万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書91ページをお開きください。

歳入といたしまして、第1款後期高齢者医療保険料を2,494万1,000円増額計上しております。

これに対する歳出の主なものとして、92ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金を2,524万1,000円増額、第3款諸支出金の保険料還付金を30万円減額しております。

以上、議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、ただいま上程されました、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げます。

95ページをお開きください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,230万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,010万8,000円とするものです。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書103ページをお開きください。

歳入の主なものとしたしましては、第1款保険料において、決算見込みによる補正として1,097万円の減額、第4款国庫支出金において、システム改修事業補助金が75万8,000円の増額、第7款財産収入が基金の利子分として45万6,000円の増額、第9款繰入金において、一般会計繰入金が255万円を減額計上しております。

104ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第1款総務費において、会計年度任用職員報酬等の減額により、総額で179万2,000円の減額、第2款保険給付費において、介護サービス等諸費など、合わせて1,097万円減額しております。

第6款基金積立金におきましては、財政調整基金の利子分として45万6,000円を増額補正しております。

以上、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第8号から議案第11号までの4件はそれぞれ委員会に付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思っております。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 一般会計が136億5,000万円ぐらいになったと。合併したとき110億円ぐらいだったですかね。こうなったんやなという感じ。それから、国民健康保険が25億円ぐらいあったのが21億円ぐらいになったなど。介護保険が22億円ぐらいたったのが28億円会計になったなど。こうした大きな潮流を感じるわけです。

これ見ますと、地方交付税が増額した分が基金への繰出しに回るとる額とほぼ見合いま

すね。上手に財政運営をやっとるなど。ちょっと控えめに交付税を見積もって、割合出てきたから、各課の予算見積りの査定は詳細に減額補正してて、決算はこの予算からそう大きく変わったものになりそうもない緻密な補正予算になっとるような私は全般的に受け止めます。

それで、結構な話なんですよ。地方交付税が余計入ったと。固定資産税が7,000万円ちょっと減ったというのが、ちょっとこれ、固定資産税は見積りがそう狂うわけないのに、どうしてかなと思うわけです。これをちょっと説明を聞きたいと思います。

そして、基金操出しでためるところへ回してつじつまを合わせたわけで、これはお見事です。

私が気がかりなのは繰越明許です。昔は繰越明許はほとんどなくて、あっても二、三件だったんですね。最近、繰越明許が多いのは、政府の緊急経済対策やコロナ対策があって、急に冬場になってお金が政府から降って湧いてくるということがあるんだろうと思いますけれども、今回、多種にわたっておって、繰越明許が多くなってること、それと固定資産税の減額補正、ここのところを伺っておきたいと思います。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** 竹林議員さんの今の御質問にお答えします。

まず、繰越明許のほうからお答えします。

繰越明許が7ページのほうに載っておるんですけども、7ページのちょっと総額は載せてないんですが、全部足しますと約7億8,000万円というふうな形になって、昨年度から比べると倍ぐらいになっているというものでございます。

御指摘のように、7款の商工費を見ていただきたいんですけども、主なものとして、1月に補正しました物価高騰対策臨時地域応援商品券配布事業、こちらのほうが一番大きくて2億6,000万円ほどあります。それとその下の企業誘致推進事業費、これが1億5,227万4,000円というふうに、この2つが大きな要因となっております。

あと9款の消防費のほうにおきましては、仲多度南部消防組合の負担金が5,422万7,000円ございますけれども、こちらのほうは水槽付きのポンプ車を南部消防の負担金としてまんのう町が支払っておるんですけども、その入荷が遅れておりまして、来年度入荷になるという部分と、その下の消防団活動費におきましては、第8分団、こちらの四条のほうの第8分団のポンプ車の入荷が、こちらのほうも消防車ということで遅れておりますので3,630万円の繰越し、あと一番下の消防防災施設整備事業費につきましては、小池、福良見、照井、そちらの第11分団の解体工事、旧東幼稚園の解体工事、あと造成工事が遅れているため繰越しになっていると。そういった部分の積み上げが約7億8,000万円ということで、やはり国のほうの補正予算、臨時交付金、こちらの1万5,000円ですか、そちらの商品券の発行事業が一番の要因であろうかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それともう一つ、固定資産税の減額につきましては、財政担当の課長としまして当初予

算を組むときに、税務課長に頼み込んで、ちょっと歳入が足りないので、少し増額傾向で固定資産税のほうを積み上げしてくれないかということでした。おったんですけれども、実際にはそれだけ下がるのが現状であるということなので、財政のほうの担当課長として、税務課長のほうに頼んでいた部分でございますので、精査したところ、このような形になったということで御容赦願いたいと思います。よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 固定資産税は償却資産が伸びてましたから、ちょっと多めにしといたら、思ったほど伸びなんだということですね。それは見通しとしてあることだろうと思います。

それから、政府の予算の組み方が当初で小んもうに組んどって、補正予算で次々出して、市町村に執行を求めると、これがちょっとやり過ぎですね。市町村の職員も追い使われて大変だろうと思います。これが繰越明許に出て、繰越明許の7億8,600万円ぐらいは前年度執行しながら新年度のをやるという、非常に御苦労さまの予算だと思います。職員たちをねぎらいたいと思いますが、政府が今の財政の建前の予算単年度主義が根本から崩れかけとんだなという理解をせなしようがないのかな、現実論としてはそうなんかもしれませんけど。皆様方の御努力に敬服しますが、事情としては分かりました。よろしくお願申し上げます。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は総務常任委員会に、議案第9号、第10号、第11号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

## 日程第21 議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号

**○大西樹議長** 日程第21、議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第12号の令和7年度まんのう町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は収益的支出は912万3,000円の減額で、補正後の収益的支出の総額は1億8,433万7,000円となります。補正の背景といたしましては、中讃流域下水道に係る維持管理負担金の額が想定を下回ったことによるものでございます。

資本的収入は1,440万円の減額で、補正後の資本的収入の総額は1億909万円となります。補正の背景といたしましては、建設負担金の不用額が発生したことによる起債

借入額の減少によるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

**日程第22 議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）**

**日程第23 議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）**

**日程第24 議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）**

**日程第25 議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第22、議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）から日程第25、議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）までの4件については、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は120億9,100万円で、対前年度6億6,900万円の減額、5.2%減となっております。

第3条の一時借入金は最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

9ページをお開きください。

これは第2表地方債で目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、自主財源の根幹をなす町税について、対前年度804万1,000円の増額、0.4%増となっております。

町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け、一層努力してまいります。

10款の地方交付税は前年度比6,300万円増額、1.4%増で、44億6,200万円となっております。内訳といたしましては、普通交付税で5,000万円の増額、特別交

付税は1,300万円の増額としております。

18款の繰入金是对前年度1億8,001万6,000円の減額、12.2%減で、12億9,047万3,000円となっております。減債基金及びふるさと応援基金繰入金の減が主なものとなっております。

21款の町債是对前年度4億9,830万円の減額、36.8%減で、8億5,520万円となっております。

14ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて民生費、衛生費、土木費、教育費、諸支出金が大きく減少し、その他の款はおおむね前年度同程度となっております。

歳出全体の割合といたしましては、昨年と同様、民生費が全体の27.4%と、最も大きなウエートを占めております。

概要の説明は担当の総務課長より申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** それでは、令和8年度まんのう町一般会計当初予算（案）の概要につきまして、お手元に配付しております令和8年度当初予算の概要に沿って御説明申し上げます。

当初予算の概要、3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

一般会計当初予算の総額は120億9,100万円、対前年度6億6,900万円減額、5.2%減となりました。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表令和8年度当初予算の状況でお示ししております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明いたします。

第2表令和8年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しておりますが、主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

8ページ、第1款町税は21億3,853万6,000円を計上しており、前年度より804万1,000円増額、対前年度0.4%増となっております。主な要因としましては、個人住民税が対前年度1,170万円の増額、1.6%増によるものでございます。

第10款地方交付税は、令和8年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上しております。当町は令和3年度より激変緩和措置期間が終了いたしまして、通常算定に入っているわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金などの算入金額増加が見込まれる観点から、地方交付税は前年度比6,300万円の増額、1.4%増の44億6,200万円としております。そのうち特別交付税は昨年度比1,300万円の増額としております。

第14款国庫支出金につきましては9億6,464万2,000円、対前年度1億2,073万3,000円の増額、14.3%増を計上いたしました。主にシステム標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金が増加したことによるものでございます。

右側9ページを御覧ください。

第15款県支出金につきましては8億4,270万円、対前年度1,464万円、1.7%減となっております。主な要因としまして、教育費におきまして、GIGA端末整備事業費補助金が皆減したことが挙げられます。

第18款繰入金では12億9,047万3,000円、対前年度1億8,001万6,000円、12.2%減を計上いたしました。

起債償還のための減債基金繰入金が2億5,505万6,000円減額、ふるさと応援基金繰入金がふるさと応援寄附金を直接事業に充当することとしたため、8,920万円減額したことが主な要因でございます。

第21款町債につきましては全体で8億5,520万円、対前年度4億9,830万円、36.8%減を計上いたしました。主に総務費における仲南サブセンターに係る情報ネットワークシステム改修事業や、庁舎改修事業をはじめとした複数の合併特例債の事業の皆減が原因でございます。

令和7年度で合併特例債の発行期限が終了したことによりまして、主には過疎・辺地債や緊防債等を活用することとしております。今後も町債につきましてはできるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な起債の活用を行っていく所存でございます。

次に、令和8年度の重点事業について主なものを説明いたします。

15ページをお開きください。

15ページ、24の重点事業を記載してありますが、まず、①の小学校給食無償化事業及び②の中学校給食費無償化事業、合わせて6,233万1,000円は、市町村学校給食費負担軽減交付金及び子ども未来夢基金繰入金を活用しまして、町内の小中学校の児童生徒の給食費無償化に取り組むものでございます。

④の四条公民館駐車場整備事業3,000万円は、満濃農改センター跡地を駐車場として再整備するものでありまして、過疎対策事業債を充当しております。なお、本事業は令和8年度で完成予定としております。

⑤旧仲南北小学校体育館空調設備整備事業440万円につきましては、指定避難所として登録されております体育館に空調設備を整備するものであり、令和8年度は設計業務委託料を計上しております。

⑬の総合防災ハザードマップ作成事業2,800万1,000円は、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金を活用いたしまして令和元年に策定した防災ハザードマップを更新するものでございます。

⑳まんのう光ネット情報センター機器更新事業、こちらは4億1,133万8,000

円、従来より取り組んでおります光ネットワーク設備のセンター機器更新に関するものでございまして、令和8年度が最終年度となり、緊防債を充当することとしております。

③標準化システム移行事業1億5,821万9,000円につきましては、国が進めております標準化に対応するもので、財源といたしましては、全額国のデジタル基盤改革支援補助金が措置されることとなっております。

次に、歳出予算について御説明いたしますので、11ページにお戻りください。

11ページ、第3表令和8年度一般会計歳出予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。また、各款ごとの予算の主な内容は16ページから記述しておりますので、御覧ください。

16ページ、第1款議会費につきましては、対前年度155万円増額、1.3%増としております。これは一般職給料、議員報酬の増によるものでございます。

第2款総務費は対前年度1,345万8,000円増額、0.5%増としております。主な要因につきましては、第1項の総務管理費、第5目財産管理費におきまして、本庁舎外壁等改修工事費や、第17目集会場費における西谷農村活性化センター工事費が皆減したものの、第13目情報通信費において、まんのう光ネット情報センター機器更新事業等の情報通信サービスに関する経費の増加などによるものでございます。

20ページをお開きください。

第3款民生費につきましては、対前年度9,371万8,000円、2.8%減としております。主な要因につきましては、21ページ、第2項児童福祉費、第3目児童措置費における児童手当給付費4,875万円の減額や、第5目認定こども園費におきまして、満濃南こども園保育所棟拡張工事費の皆減などによるものでございます。

第4款衛生費につきましては、対前年度8,525万5,000円の減額、11.2%減としております。第1項保健衛生費、第2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料等が4,755万4,000円の減額、第2項清掃費、第2目塵芥処理費の塵芥収集業務委託料が1,634万2,000円減額したことなどが主な要因となります。

23ページを御覧ください。

第5款労働費は対前年度3,897万1,000円の増額、1,097.2%増としております。これは主に勤労青少年ホームのホール大屋根改修工事費3,650万円の皆増によるものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、対前年度3,531万2,000円の増額、4.0%増としております。主な要因は、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、力強い水田農業整備事業補助金等の2,751万6,000円増額や、会計年度任用職員含む人件費の増額などによるものでございます。

25ページをお開きください。

第7款商工費は対前年度3,753万円の増額、22.0%増としております。主な要

因につきましては、第1項商工費、第1目商工総務費におきまして、企業誘致に関する補助金1,051万9,000円の増及び第2目観光費におきまして、仲南振興公社関係施設管理委託料等の増額3,769万7,000円などによるものでございます。

第8款土木費につきましては、対前年度1億7,013万円の減額、28.3%減としております。第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費につきましては、通常維持管理分は前年同様としておりますが、仲南地区の大型修繕2路線が完了したことによりまして3,858万円の減額、第3目道路橋梁新設改良費8,529万5,000円の減額、26ページ、第5項住宅費、第1目住宅管理費におきましては、町営住宅改修工事費が2,900万円減額したことなどによるものが主な要因でございます。

27ページを御覧ください。

第9款消防費につきましては、対前年度1,571万2,000円の増額、2.4%増としております。主な要因につきましては、第2目非常備消防費において、消防団消防ポンプ自動車購入費は皆減したものの、第1目常備消防費が仲多度南部消防組合負担金としまして1,310万5,000円の増額、第3目防災対策費が総合防災ハザードマップ作成事業の実施により2,524万5,000円の増額などが要因となります。

第10款教育費は対前年度3億5,631万7,000円の減額、20.4%減としております。主な要因につきましては、第1項教育総務費、第2目事務局費におきまして、児童生徒教員用端末機備品費8,250万円皆減、第2項小学校費、第3目学校建設費における工事請負費が小学校LED化改修工事の完了に伴い6,748万5,000円の減、第3項中学校費、第1目学校管理費におきまして、満濃中学校駐車場整備事業の工事請負費及び公有財産購入費が合わせて7,000万円の皆減、第6項保健体育費、第2目体育施設費の工事請負費が吉野体育館空調設備整備工事の完了に伴い4,575万円の減となったことなどによるものでございます。

第11款災害復旧費は1万7,000円で、対前年度同額です。

30ページをお開きください。

第12款公債費につきましては、対前年度3,234万9,000円の増額、2.1%増としております。長期債元利償還金の増によるものでございます。

第13款諸支出金は対前年度1億3,846万2,000円の減額、58.5%減としております。主な要因につきましては、第3項基金費、第14目ふるさと応援基金費、第20目森林整備促進基金費におきまして、その財源となるふるさと応援寄附金及び森林環境譲与税を各事業に直接充当し、活用することとしたことによるものです。

第14款予備費は500万円で、前年度と同額を計上しております。

なお、各基金の現在高状況は32ページの第5表基金の状況を御覧ください。

主たる基金である財政調整基金は令和8年度末現在高見込みが10億7,100万円で、令和7年度末現在高見込みと比較して、予算上は9億9,200万円の減少となります。

なお、33ページには一般会計歳出予算節別比較表、34ページには合併からの町債残

高の推移グラフを掲載しておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、歳出予算の款別内訳について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第14号の令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科）予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

123ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,800万円と定めるものであり、対前年度比1,800万円の増額、0.8%増となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、前年度と同額となっております。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,060万円と定めるものであり、対前年度260万円の増額、3.8%増となります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載しております。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

133ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税2億8,344万円、対前年度比2.6%増、第4款使用料及び手数料15万円、前年度と同額、第5款国庫支出金5万5,000円、対前年度83.3%増、第6款県支出金16億7,211万1,000円、対前年度1.0%減、第8款財産収入158万8,000円、対前年度200.8%増、第10款繰入金2億715万円、対前年度16.1%増、第11款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入350万5,000円、対前年度41.6%減を見込んでおります。

135ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費1,264万円、対前年度5.3%増、第2款保険給付費16億2,582万4,000円、対前年度0.3%増、第3款国民健康保険事業費納付金4億8,972万円、対前年度2.2%増、第4款共同事業拠出金1,000円、前年度と同額、第6款保健事業費2,228万6,000円、対前年度3.9%減、第7款基金積立金158万8,000円、対前年度200.8%増、第9款諸支出金1,544万1,000円、対前年度6.7%増、第10款予備費50万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

149ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入5万8,000円、対前年度190.0%増、第6款繰入金444万2,000円、対前年度0.8%減を見込んでおります。

150ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費427万2,000円、対前年度0.9%減、第2款医業費7万円、前年度と同額、第4款基金積立金5万8,000円、対前年度190.0%増、第5款予備費10万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

159ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入2,737万8,000円、対前年度10.2%増、第2款使用料及び手数料24万5,000円、対前年度4.3%増、第4款県支出金123万2,000円、対前年度49.3%増、第6款繰入金4,167万7,000円、対前年度0.8%減、第8款諸収入6万8,000円、対前年度15.0%減を見込んでおります。

160ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,429万4,000円、対前年度と増減費はありません。第2款医業費1,600万6,000円、対前年度19.4%増、第3款施設整備費10万円、前年度と同額、第6款予備費20万円、前年度と同額を計上いたしております。

162ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました、議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

167ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,670万円と定めるものであり、対前年度5,470万円の増額、14.7%の増となります。

第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

175ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料3億1,035万5,000円、対前年度18.1%増、第2款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款繰入金1億1,631万9,000円、対前年度6.6%増、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入5,000円、前年度と同額を見込んでおります。

176ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費181万1,000円、対前年度35.3%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億2,377万9,000円、対前年度14.7%増、第3款諸支出金61万円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額を計上いたしております。

以上、議案第15号の令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

179ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,640万円と定めるものであり、対前年度2,440万円の増、0.9%の増となります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、187ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料5億4,753万円、対前年度2.9%減、第2款分担金及び負担金511万2,000円、前年度7.6%増、第3款使用料及び手数料2万円、前年度と同額、第4款国庫支出金6億3,589万1,000円、対前年度0.9%減、第5款支払基金交付金6億9,936万2,000円、対前年度0.1%増、第6款県支出金3億9,854万8,000円、対前年度1.4%増、第7款財産収入121万9,000円、対前年度197.3%増、第9款繰入金3億9,790万7,000円、対前年度7.7%増、第10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入1,081万円、対前年度1万294.2%増をそれぞれ見込んでいます。

190ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費8,593万5,000円、対前年度52.1%増、第2款保険給付費25億5,290万円、対前年度0.1%増、第5款地域支援事業費5,544万4,000円、対前年度比13.9%減、第6款基金積立金121万9,000円、対前年度197.3%増、第8款予備費25万円、前年度と同額、第9款諸支出金65万2,000円、前年度と同額を計上いたしております。

なお、200、201ページには給与費明細書、202ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○大西樹議長** 以上をもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第13号から議案第16号までの4件はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** また竹林かとお思いでしょうか、本会議において質疑がなければ、

我々何してるのかと、私の支持者たちは言います。おまえらは予算の修正もようせんで、提案するものもないと。本会議の質疑が大事だと思ってるわけです。

120億円ぐらいの規模で、まあまあ例年どおりの規模なんだと思いますが、中身ですね。皆さん、予算概要のところの13ページを見てください。立派な説明資料を作ってくれてるんですね。投資的経費が対前年度15億円あったのが、今年、10億7,000万円ぐらいですかね。ちょっと5億円近く下がっておると。投資をしないと経済社会は停滞するんですね。我々がかんぽ生命や郵便貯金や年金や失業保険とかいろいろ掛けたのは東京に集まっています。これを調達に行かないと、財務省は予算とは別に融資する仕組みを持ってあります。これを調達に行かないと、我々、東京へお金を納めるだけになっちゃうんですね。急激にこんなに減っていると。これでいいのかと。町の財政はそれでいいんでしょうけども、町民経済がどうなるのか。高市総理はGDP、これを最優先してますね。我々もGDPを意識した予算編成をしていいんじゃないのかな。これが第一点で、何でこんなに減ったのかなの説明をちょっと求めます。

それから、地方債の償還が15億8,100万円あって、令和8年度は8億5,500万円しか借りないと。すると地方債残高は7億2,600万円ぐらい下がると。これはこの概要説明の中の34ページ、最終ページを開いてみてください。地方債現在高が138億円ぐらい10年前はあったのが、令和8年度末には120億円ぐらいに下がると。町長、健全至極じゃ。借金は重たないぞという傾向がはっきり出てますね。ここ3年間は減っておると。私は積極財政派ですから、減せばいいんじゃないかと、そんなふう思うわけです。安全運転には間違いない。財政課長が新鮮なのはよく分かりますけれども、町民経済を考えたときに、町長、これをいかがお考えになるのか。これをまずお尋ね申し上げます。財政は好転してます。しかし、町民が行き詰るとる。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** 竹林議員さんのただいまの御質問についてお答えします。

まず、13ページにあります普通建設事業費につきましては、前年度が15億円程度だったのが10億7,000万円程度というふうに、4億3,400万円ほど低減しているわけでございますけれども、それは理由がありまして、合併特例債が8年度からは使えないということは御承知の上だと思っておりますが、本年度、7年度は本庁舎の外壁等改修事業費に1億7,500万円、また、町道改良事業費等々に併せまして町道部分に合併特例債を張っていたのが1億円程度、また、長炭小学校ほか2校のLED化照明事業、これも終わりましたけれども、それにつきましても4,700万円、また、満濃中学校の駐車場の用地購入費、あわせて敷地の拡張工事につきましても、合併特例債を7,000万円ほど張っておったという部分。また、吉野体育館の空調設備の整備工事費も4,600万円合併特例債を張っていた。そういった普通建設事業費が4億3,000万円ほど減ったので、通常の10億円分は8年度も計上しておるということで、やはり最終年度、7年度は合併特例債の最終年度でありましたので、87億円の合併特例債を最後の1円まで使い切ると

いう部分で、積極的に7年度は活用したということがありますので、その辺は御理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、先ほど言った最終ページの34ページの町債残高の推移につきましては、やはり借入額が7億円ぐらい少ないので、それだけ借金のほうも6億円、7億円は減っていくという部分になっておりますけれども、今後、やっぱり合併特例債を本年度も借りているわけでございますので、据置期間2年間を経て、そこからまた返していかなければならない、10年で。そういった部分を踏まえますと、今後、徐々に低減はしておりますが、ぐっと下がることはないと思っております。

また、70%、辺地であれば80%の財源措置、交付税措置がございますので、その辺の国のほうが見ていただける有利な起債を、今後も、あと辺地と過疎債、そして緊防債、こちらのほうは上限等々はございますけれども、うまく活用しながら、この地方債残高をにらみながら、アクセルとブレーキで今後とも健全な財政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 骨格はよく分かったわけでありましてけれども、我々のところは投資余力があって、政策裁量余地があるんだということをみんなで共通理解したらいいんじゃないかと。よりよい投資先を見つけて、総務課長は有利な起債を調達する名人でして、合併特例債を使い切って、なおかつ、実質公債費比率は下がったと。償還負担は軽くなると。合併時の半分以下になってると。そういう上手な運営をしてるわけですね。やはり有効な投資先、これを見つけるんだと。日本の高度成長は民間投資がやたら大きいから、下村さんは高度成長を予告したと。それから、企業でも研究開発と設備投資があるところは売上げが伸びますから、そういうところは株が伸びるわけです。私どもの町が投資を怠ってはいけない。無駄な投資はよくない。有効な投資先を探すのがこの議場にいる執行部と議会の役割ではなかろうかと。節約志向と人員削減モードの中で育った職員が40代半ばまで占めておりますから、プロジェクト、政府予算を調達に行くぞ、これで我が町をこうするんだという構想をみんなが探る町行政、町政になればよいと、これを申し上げておきたい。実に的確に説明資料を作っていただいて、実によく分かる。あとは我々が解釈し、運用する判断力を持つかどうかであります。

町長、よろしくお願いいたします。決意のほどをお答えください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 今後につきましては、先ほどの所信表明でもしっかりと表明させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は総務常任委員会に、議案第14号、第15号、第16号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で55分までお願いします。

**休憩 午後 2時39分**

**再開 午後 2時55分**

**○大西樹議長** 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

#### **日程第26 議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第26、議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第17号の令和8年度まんのう町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

収益的収支の収入につきましては、総額1億8,439万5,000円を計上し、支出につきましては、総額1億8,542万3,000円を計上しております。

資本的収支の収入におきましては1億1,340万円を計上し、主として企業債であります。支出は総額1億3,562万5,000円で、主として建設企業債元金償還金であります。

なお、資本的収支の差引き不足額2,222万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額344万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,878万4,000円で補填いたします。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第17号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### **日程第27 議案第18号 副町長選任の同意について**

**○大西樹議長** 日程第27、議案第18号 副町長選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号 副町長選任の同意についての御説明を申し上げます。

副町長、長森正志氏が令和8年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町公文419番地2、氏名、長森正志、生年月日、昭和36年2月4日65歳。

なお、任期につきましては、地方自治法第163条の規定によりまして4年となっておりますので、令和8年4月1日から令和12年3月31日でございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これより、議案第18号 副町長選任の同意についての件を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号に同意することに決定いたしました。

## 日程第28 議案第19号 まんのう町教育委員会委員の任命について

○大西樹議長 日程第28、議案第19号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第19号 まんのう町教育委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員であります谷口真司氏が令和8年5月12日をもって任期が満了することから、引き続き、同氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町中通1210番地、氏名、谷口真司、生年月日、昭和57年6月3日。

なお、教育委員の任期は同法第5条第1項の規定により、令和12年5月12日までの4年間となります。

審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認め、質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第19号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第19号に同意することに決定いたしました。

## 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○大西樹議長** 日程第29、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 人権擁護委員候補の推薦につきまして、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、まんのう町七箇2511番地、氏名、石川泰史、生年月日は昭和38年10月12日です。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8人の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年であります。仲南地区、和泉正浩氏が諸事情により令和8年6月30日をもって退任されることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任者として新たに石川泰史氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は地域において積極的に様々な活動に参加され、地域社会で信頼されています。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定いたしました。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定いたしました。

### 日程第30 発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について

**○大西樹議長** 日程第30、発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** 発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びにまんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、議会運営委員長、松下一美。

それでは、発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本案は、次期改選後における議員定数の減少を踏まえ、まんのう町議会における常任委員会の名称、委員定数及びその所管の見直しを行うため、委員会のあり方検討会からの答申に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、現行の三常任委員会制を見直し、7名ずつによる二常任委員会制と

し、総務常任委員会と建設経済常任委員会を統合することで、新たに「総務建設常任委員会」を設置するものであります。

なお、所管事項を整理し、両支所の所管を現行の総務常任委員会から教育民生常任委員会へ移すこととしております。

本条例の施行につきましては、次期改選後の委員会構成から適用することとしております。

以上の理由により、本案を提出いたしました。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発委第1号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についての件を採決します。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後3時09分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員